



消費生活 サポーター通信

令和6年度第8号

今月のテーマ

美容医療の
トラブルに注意！



事例

- 美容外科のホームページに**4,800円で二重まぶたの手術ができる**と記載があったので、カウンセリングの予約をした。
- カウンセリングを受けると「**あなたの場合はこの金額ではできない**」と言われ、**12万円の手術**を勧められた。
- 執拗な勧誘に根負けしてその場でクレジット契約をし、そのまま手術を受けてしまったが、高額な契約をさせられたことにやはり納得できない。



アドバイス

美容医療の契約はその場の雰囲気にならされないで！

- 1 キャンペーン価格や体験談などの**広告をうのみにしない**ようにしましょう。
- 2 今すぐ施術が必要だと不安をあおられたり、急かされても、**その場で契約・施術をしない**ようにしましょう。
- 3 リスクや副作用について**医師から説明を受け、納得した上で施術を受け**ましょう。
- 4 分割手数料を含めた**総支払額を確認し**、本当に必要な施術なのか**慎重に判断**しましょう。



参考：美容医療を受ける前に確認したい事項と相談窓口について（消費者庁）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/information_002/



◆ご相談は...

消費者ホットライン

局番なし



188

（お近くの消費生活センターにつながります）



公式LINEに登録してね

友達登録方法

●右のQRコードを読み込む

または

●LINEの「友だち追加」から「@638mbqrp」をID検索する



令和6年11月発行

青森県消費生活センター

☎017-722-3343

（平日9時～17時30分

土・日・祝日10時～16時

※年末年始休）